

議案第55号

逗子市国民健康保険条例の一部改正について

逗子市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

平成29年11月29日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「100分の65」を「100分の55」に、同項第2号中「100分の25」を「100分の30」に、同項第3号中「100分の10」を「100分の15」に改める。

第12条の5の5第1項第1号中「100分の65」を「100分の55」に、同項第2号中「100分の25」を「100分の30」に、同項第3号中「100分の10」を「100分の15」に改める。

第12条の9第1項第1号中「100分の65」を「100分の55」に、同項第2号中「100分の25」を「100分の30」に、同項第3号中「100分の10」を「100分の15」に改める。

第16条の2第1項第1号ア及びイ中「10分の6」を「10分の7」に改め、同項第2号ア及びイ中「10分の4」を「10分の5」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、施行令第29条の7第5項第3号ハに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の逗子市国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成30年度から、国民健康保険料の応能・応益割合を変更するとともに、保険料軽減割合を変更するに当たり、改正の要あるため提案する。